

# 定 款

公益財団法人ポーラ美術振興財団

# 公益財団法人ポーラ美術振興財団

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ポーラ美術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、美術分野等の若手芸術家及び美術館の専門職員の活動を援助助成し、あわせて美術品の収集、保存、公開等を行い、もって我が国文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若手芸術家の在外研修に対する助成
- (2) 在外研修終了後の成果発表（展示会開催）に対する助成
- (3) 美術館職員の調査研究に対する助成
- (4) 美術に関する国際交流の助成
- (5) 美術館の運営
- (6) 収蔵品の調査、研究及び展示
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

- ① ミュージアムショップの運営
- ② レストラン・カフェの運営
- ③ 駐車場の運営

2 前項に掲げる事業は、事業の内容に応じて日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次にイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、互選とする。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

## 第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 37 条 この法人に、定款 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号、及び第 4 号に規定する事業にかかる選考を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、5 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 2 名を超えて含まれてはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

7 前項の定めるもののほか、選考委員会の運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第 11 章 補 則

(株主権等の行使)

第 43 条 この法人が保有する株式（出資）等について、その株式（出資）等発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(その他運営に必要な事項)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は次のとおりとする。

評議員	新井 紳也
評議員	川村 恒明
評議員	木島 俊介
評議員	小池 一子
評議員	杉本 修
評議員	鈴木 勲
評議員	建 嶋 哲
評議員	浜 幸夫
評議員	松浦 康男
評議員	三角 哲生
評議員	森下 はるみ
評議員	谷野 剛

4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。

理事	鈴木 郷史
理事	小枝 丈治
理事	根木 昭
理事	荒屋 鋪 透
理事	市川 政憲
理事	植木 浩
理事	内田 弘保
理事	小川 進吾
理事	尾崎 正明
理事	川原 ゆり
理事	白石 和己
理事	山梨 俊夫
監事	相澤 建志
監事	塩井 勝

5 この法人の最初の理事長は、鈴木郷史とする。

- 6 この定款は、平成 26 年 7 月 14 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 27 年 7 月 16 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 27 年 10 月 2 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 28 年 6 月 22 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 29 年 2 月 7 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 29 年 6 月 21 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 30 年 3 月 19 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、平成 31 年 3 月 18 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 2 年 3 月 16 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 2 年 6 月 19 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 3 年 3 月 19 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 3 年 6 月 21 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 4 年 5 月 26 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 4 年 6 月 23 日より一部改訂、施行する。
- この定款は、令和 5 年 6 月 26 日より一部改訂、施行する。

別表第 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	118,486.42 m <sup>2</sup> 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原字 小塚山1285
定期預金	545,319,432 円
投資有価証券	株式会社 ポーラ・オルビスホールディングス株式 78,616,944 株

この価額 136,062,017,718 円

別表第2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）  
（第5条関係）

財産種別	場所・数量等																										
美術品	<p>場所：ポーラ美術館展示室及び収蔵庫</p> <p>数量：調査・研究に使用する美術品 1,826件 （故鈴木常司氏が40年余をかけて蒐集してきた19、20世紀の西洋絵画、日本の洋画、日本画等の美術品。分類は以下のとおり。）</p> <table border="0"> <tr><td>①西洋絵画</td><td>346件</td></tr> <tr><td>②日本の洋画</td><td>262件</td></tr> <tr><td>③日本画</td><td>161件</td></tr> <tr><td>④版画</td><td>126件</td></tr> <tr><td>⑤東洋陶磁</td><td>195件</td></tr> <tr><td>⑥日本の近現代陶磁</td><td>198件</td></tr> <tr><td>⑦西洋の陶芸</td><td>25件</td></tr> <tr><td>⑧刀</td><td>2件</td></tr> <tr><td>⑨ガラス工芸</td><td>376件</td></tr> <tr><td>⑩彫刻</td><td>24件</td></tr> <tr><td>⑪人形</td><td>29件</td></tr> <tr><td>⑫書</td><td>2件</td></tr> <tr><td>⑬化粧道具</td><td>80件</td></tr> </table> <p>H18年12月以前取得</p>	①西洋絵画	346件	②日本の洋画	262件	③日本画	161件	④版画	126件	⑤東洋陶磁	195件	⑥日本の近現代陶磁	198件	⑦西洋の陶芸	25件	⑧刀	2件	⑨ガラス工芸	376件	⑩彫刻	24件	⑪人形	29件	⑫書	2件	⑬化粧道具	80件
①西洋絵画	346件																										
②日本の洋画	262件																										
③日本画	161件																										
④版画	126件																										
⑤東洋陶磁	195件																										
⑥日本の近現代陶磁	198件																										
⑦西洋の陶芸	25件																										
⑧刀	2件																										
⑨ガラス工芸	376件																										
⑩彫刻	24件																										
⑪人形	29件																										
⑫書	2件																										
⑬化粧道具	80件																										
美術品	<p>場所：ポーラ美術館展示室及び収蔵庫</p> <p>数量：美術品 357件</p> <table border="0"> <tr><td>①西洋絵画</td><td>105件</td></tr> <tr><td>②日本の洋画</td><td>65件</td></tr> <tr><td>③日本画</td><td>18件</td></tr> <tr><td>④ガラス工芸</td><td>7件</td></tr> <tr><td>⑤彫刻</td><td>7件</td></tr> <tr><td>⑥版画</td><td>117件</td></tr> <tr><td>⑦インスタレーション</td><td>5件</td></tr> <tr><td>⑧写真</td><td>32件</td></tr> <tr><td>⑨映像</td><td>1件</td></tr> </table> <p>H23年10月以降取得</p>	①西洋絵画	105件	②日本の洋画	65件	③日本画	18件	④ガラス工芸	7件	⑤彫刻	7件	⑥版画	117件	⑦インスタレーション	5件	⑧写真	32件	⑨映像	1件								
①西洋絵画	105件																										
②日本の洋画	65件																										
③日本画	18件																										
④ガラス工芸	7件																										
⑤彫刻	7件																										
⑥版画	117件																										
⑦インスタレーション	5件																										
⑧写真	32件																										
⑨映像	1件																										

この価額 64,593,893,231円